

福岡県岩石採取計画認可事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）による岩石の採取計画の認可に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることにより事務の適正化並びに岩石の採取に伴う災害の防止及び岩石採取場跡地の整備を図ることを目的とする。

(採取計画の認可申請書の提出)

第2条 法第33条の3第1項の規定により法第33条の認可の申請をしようとする採石業者は、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。以下「規則」という。）第8条の15第1項に規定する申請書（以下「認可申請書」という。）を岩石の採取に着手しようとする日又は従前の採取計画の認可に係る期間が満了する日の60日前までに、知事に提出しなければならないものとする。

(採取計画の変更認可申請書の提出)

第3条 法第33条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、規則第8条の16に規定する申請書（以下「変更認可申請書」という。）を当該変更に係る採取計画に着手しようとする日の50日前までに、知事に提出しなければならないものとする。

(認可申請書又は変更認可申請書の提出部数)

第4条 認可申請書又は変更認可申請書の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

ただし、岩石採取場が2以上の市町村の区域にまたがって所在する場合における副本の提出部数は、当該市町村の数に1を加えた数とする。

(認可申請書等の作成)

第5条 認可申請書又は変更認可申請書及びこれらに添付すべき書類は、別に定める「岩石採取計画認可申請書作成要領」により作成するものとする。

(保証書の提出)

第6条 認可申請又は変更認可申請を行おうとする採石業者（以下「申請者」という。）は、災害の復旧又は岩石採取場の採取跡地の整備（埋め戻し又は緑化修景を含む。以下単に「採取跡地の整備」という。）に関し、次の各号に掲げる保証書（様式第1号）のいずれかを提出することを原則とする。

- 一 災害の復旧又は採取跡地の整備について自主的な保安の確保を目的として設立された法人であって知事が指定するものが連帯して保証人となる旨の保証書
- 二 全体面積が三万平方メートル以上の採石場に係る申請者にあつては、災害の復旧又は採取跡地の整備について保証能力を有する採石業（法第10条第1項に規定するものをいう。）若しくは建設業（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定するものをいう。）又はこれらに類する事業を行うもの2以上が、三万平方メートル未満の採石場に係る申請者にあつては1以上が連帯して保証人となる旨の保証書

2 前項第2号の保証人については、その保証能力を証するため、次の各号に掲げる書面

を提出しなければならない。

一 住民票抄本（法人にあつては登記簿謄本）及び印鑑証明（法人にあつては代表者のもの）

二 事業経歴書

三 最近2年間の決算書

（審査の基準）

第7条 岩石の採取計画の認可に関する審査の基準は、関係法令又はこの要綱に定めるもののほか、経済産業省資源エネルギー庁作成に係る採石技術指導基準によるものとする。

（岩石採取場の緑化計画）

第8条 申請者は、岩石の採取にあたり、あらかじめ岩石採取場の跡地についての緑化計画を作成しなければならないものとする。

（市町村長の意見の聴取）

第9条 知事は、認可申請書又は変更認可申請書の受付後は速やかに審査を開始し、審査及び手数料納付手続きが完了したときは、速やかに岩石採取場が所在する市町村の長（岩石採取場が2以上の市町村にまたがって所在する場合は、当該2以上の市町村長をいう。以下同じ）から採取計画について意見を聴くものとする。

（採取計画の認可期間）

第10条 採取計画の認可期間は、7年を限度として別に定める「岩石採取計画の認可期間を定める事務処理要領」によるものとする。

ただし、採取計画の認可期間が、他法令の許認可期間又は、土地を使用する権限が存続する期間と異なるときは、これらのうちいずれか短い期間を当該採取計画の認可期間とする。

2 変更採取計画の認可期間は、現在の採取計画に係る認可期間の残存期間とする。

ただし、別に定める「採取計画の内容を変更する場合における認可事務の取扱に関する運用方針」を適用する場合はその限りではない。

（災害の報告等）

第11条 採石業者は、岩石の採取に伴う事故又は災害が発生したときは、その発生の日から2週間以内に災害等発生状況報告書（様式第2号）を提出しなければならないほか、発生のおそれがあるときは直ちにその旨を知事に報告しなければならないものとする。

（指示票の交付）

第12条 工業保安課長は、岩石採取場における立入検査の結果、改善を必要とする事項を発見したときは、口頭による指示を行う他、必要に応じて指示票（様式第3号）を交付して当該事項について改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた採石業者は、速やかに指示された事項について適切な措置を講じ工業保安課長に報告するとともに、指示票による改善を求められた場合はこれらの事項に係る措置状況報告書（様式第4号）を工業保安課長に提出しなければならないものとする。

（休止又は廃止の届出）

第13条 知事は、採石業者から法第33条の10に規定する休止又は廃止の届出があったときは、岩石の採取に起因する災害の発生を未然に防止するため、速やかに当該届出に係る岩石採取場の調査を実施するとともに、採石業者に対して必要な助言又は指導を行うものとする。

2 知事は、休止又は廃止の届出を受けたときは、その旨を岩石採取場が所在する市町村の長に通知するものとする。

(適用除外)

第14条 次の各号に掲げる採取計画については、第6条の規定は適用しない。

一 国又は地方公共団体が知事と協議して行う採取計画

二 公社、公団、事業団等の特殊法人及びダム建設を請負う共同企業体等が行う採取計画

(軽微な変更)

第15条 採石業者は、規則第8条の16の2第1項に規定する「軽微な変更」をしようとするときは、岩石採取計画軽微な変更届出書(様式第5号)によりその旨を届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

一 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

二 この要綱の施行前に採取計画の認可若しくは変更の認可を受けた者又は認可申請若しくは変更認可申請が受理された者に対しては、第6条、第8条第1項及び第10条の規定は、当該採取計画に係る認可又は変更認可の期間が満了する日までは適用しない。

附 則

(施行期日)

一 この要綱は、昭和60年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

一 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

一 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

一 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

一 この要綱は、平成27年2月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 一 この要綱は、令和5年3月24日から施行する。